

議案第61号

専決処分の承認について(相模原市市税条例等の一部を改正する条例)
地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月22日提出

相模原市長 本村賢太郎

写

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

相模原市長 本村賢太郎

印

相模原市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(令和8年総務省令第44号)が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に地方税法(昭和25年法律第226号)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)が改正されることに伴い、これらの法令の用語又は条項を引用する規定の整理及び耐震基準適合住宅等に対して課する固定資産税等の減額の申告に係る規定の改正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市市税条例等の一部を改正する条例

(相模原市市税条例の一部改正)

第1条 相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第30条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条の3を削る。

第31条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1号オ中「第15条の15」を「第15条の9」に改める。

第32条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第33条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第34条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第61条第1項第2号中「、法第454条」を削る。

附則第4条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第4号」に、「7分の6」を「4分の3」に改め、同条第8項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第18項を同条第12項とし、同条第19項を同条第13項とする。

附則第4条の3第1項及び第2項中「附則第12条第19項」を「附則第12

条第20項」に改め、同条第3項中「の改修実演芸術公演施設」を「に規定する改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「総理府令附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改める。

附則第5条の2から第5条の5までを削る。

附則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

(相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市市税条例第8条、第30条及び第31条から第34条までの規定並びに附則第6条の規定並びに第2条の規定による改正後の相模原市市税条例の一部を改正する条例附則第13項の規定は、令和8年度

以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(特定再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税に関する経過措置)

- 4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 5 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

相模原市市税条例等の改正の概要

1 改正の内容

耐震基準適合住宅等に対して課する固定資産税等の減額の申告に係る規定の改正(附則第4条の3関係)

固定資産税及び都市計画税の減額の対象となる特別特定建築物が実演芸術公演施設に限定されていたところ、バリアフリーに係る国からの補助を受けて利便性等向上改修工事を行った特別特定建築物に拡大されることに伴い、当該減額に係る申告書に添付する書類について、当該補助に係る補助金確定通知書の写し並びにバリアフリーに必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準等に適合する旨を証する書類とするもの

※ 特別特定建築物

小学校、中学校、病院、劇場、集会場、百貨店、ホテル、不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、図書館、公衆浴場、飲食店等をいう。

※ 実演芸術公演施設

実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演の用に供する施設をいう。

※ 建築物特定施設

出入口、廊下、階段、エレベーター、劇場の客席、ホテルの客室、駐車場等をいう。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとするもの

専決処分の承認について(相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月22日提出

相模原市長 本村賢太郎



専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

相模原市長 本村賢太郎



相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令(令和8年内閣府・文部科学省令第4号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示(令和8年内閣府・文部科学省告示第2号)が令和8年3月16日に公布され、同年4月1日に幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)が改正されることに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における保育士の数の算定の特例に係る規定並びに幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する者の数の算定の特例に係る規定を

改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例(平成31年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「附則第7項」を「第3の6又は附則第7項」に、「について」を「を例による基準告示第3の6に規定する特定理学療法士等(以下この項及び次項において「特定理学療法士等」という。)又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「おける」の次に「当該特定理学療法士等及び」を加える。

附則第7項中「附則第8条」を「第5条第3項の表備考第5号又は附則第8条」に、「例による基準省令第5条第3項の表備考第1号」を「同表備考第1号」に改め、「者を」の次に「特定理学療法士等又は」を、「おける」の次に「当該特定理学療法士等及び」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における保育士の数の算定の特例に係る規定の改正(附則第 6 項関係)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者に代えることができる者として新たに特定理学療法士等が追加されることに伴い、特定理学療法士等又は看護師等をもって代える場合における当該特定理学療法士等及び看護師等の総数は、同園に置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならないこととするもの

※ 特定理学療法士等

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する者の数の算定の特例に係る規定の改正(附則第 7 項関係)

幼保連携型認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育に直接従事する者に代えることができる者として新たに特定理学療法士等が追加されることに伴い、(1)と同様の基準を適用することとするもの

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日